

京都市会海外行政調査報告動画制作業務仕様書

1 委託業務の名称

京都市会海外行政調査報告動画制作業務

2 委託業務の目的

市会を代表する調査団による海外行政調査の内容が、より市民にわかりやすく伝わるよう、調査内容を網羅した文書中心の報告書に加えて、調査概要をコンパクトに映像としてまとめ、これを広く市民に発信することで、市会及び市会議員の活動に対する市民の理解をより一層深め、「見える市会」「伝わる市会」の更なる推進を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和8年7月31日(金)まで

4 契約金額の上限

金800,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※ 上記金額には、業務の提供に当たり発生する全ての費用を含む(追加費用の請求は不可)。

※ 支払いは、業務終了後、受託者の請求に基づき30日以内に行う。

5 委託業務の内容

(1) 動画制作及びシナリオの作成

制作する動画は10分程度とし、京都市会公式YouTubeでの公開を想定している。

(2) 構成内容

ア 動画・写真・イラスト・アニメーション等を用いて、興味を引く親しみやすい作りとする。

イ 制作に際しては、次の構成項目及び内容の例に基づき制作することとする。

項目	内容
オープニング、 海外行政調査の概要(1分)	海外行政調査の概要
調査の目的(1分)	調査テーマ、調査都市の選定理由
調査の内容(4分)	行程、参加者、調査先、調査項目、調査の様子
調査報告、市政への提言、 エンディング(4分)	令和8年5月中旬開催予定の調査報告会の様子 市政への提言
団員コメント	団員から調査所感のインタビュー ※調査の内容及び市政への提言等で使用する。

※ 時間配分は目安

※ 内容の詳細は(別紙2)参照

(3) 制作手順

- ア 受託者は、市会事務局が提供する動画・画像データ及び調査内容の詳細資料等を基に、市会事務局と構成内容について協議を行う。
- イ 受託者は、アの協議に基づき、シナリオ案を作成し、市会事務局へ提出する。
- ウ 市会事務局は、提案されたシナリオ案を校正し、シナリオを確定する。
- エ 受託者は、シナリオに基づき市会事務局と十分な協議を行いながら収録・編集作業を行う。

(4) 納品期日

令和8年7月31日（金）

(5) 提出物

ア 動画

- ・ 京都市会公式Y o u T u b eに対応するフォーマットに変換したデータとすること。
- ・ 大容量ファイル転送サービス等を用いて電子データで納品すること。
- ・ 動画を格納したDVD-R 1部

イ シナリオを記載した書面 1部

(6) 留意事項

- ア 京都市会マスコットキャラクター（またきち・マタリーヌ）を活用すること。
- イ レポーター、カメラ等の手配は全て受託者が行うこと。
- ウ 団員コメントの撮影日（1日間）については、別途調整する。

6 特記事項

- (1) 市会事務局との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 進捗状況についても市会事務局と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は京都市会に帰属する。また、すべての著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）、その他一切の権利についても京都市会に帰属する。
- (4) 第三者の著作物の映像等を利用する場合、利用に関する許諾等の必要な手続は、受託者が行うこと。
- (5) 取材、撮影等で、謝礼、交通費等の諸経費が発生した場合には、受託者の負担とする。
- (6) 映像、写真等の借用に要する費用は受託者の負担とする。
- (7) 受託者は、個人情報の取扱いに当たっては、京都市個人情報保護制度の趣旨に基づき、適正に取り扱わなければならない。
- (8) 本業務の実施に際しては、市会事務局と受託者との相談によって業務内容の変更を行う可能性がある。
- (9) 納品後に瑕疵が発覚した場合、委託期間が経過していたとしても、その瑕疵に対して適切に対処すること。
- (10) 本仕様の規定に関する疑義又は本仕様に定めのない事項が生じた場合は、市会事務局と協議し、その指示に従うこと。